

労 審 発 第 7 2 7 号
平成 2 6 年 2 月 2 6 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

労働政策審議会
会長 樋口 美雄



平成 2 6 年 2 月 2 6 日付け厚生労働省発基労 0 2 2 6 第 1 号をもって
諮問のあった「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律案（労働者災害補償保険法等の一部改正関係）要綱」については、
本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成26年2月26日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦

「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（労働者災害補償保険法等の一部改正関係）要綱」について

平成26年2月26日付け厚生労働省発基労0226第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成26年2月26日

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦 殿

労災保険部会

部会長 岩村 正彦

「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（労働者災害補償保険法等の一部改正関係）要綱」について

平成26年2月26日付け厚生労働省発基労0226第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（労働者災害補償保険法等の一部改正関係）要綱」について、厚生労働省案は妥当と認める。